

質問回答

NO.	質問	回答
1	設計共同体を組成しての参加は可能でしょうか。	設計共同体がどのようなものを示しているのか定かではありませんが、入札参加が可能なのは入札説明書3. (4)に記載の全省庁統一資格を有している者となります。なお、入札参加資格を所持している事業者が主体となって共同実施としてご参加いただくことは可能です。
2	設計共同体で参加が可能の場合、必要な書類についてご教示ください。	上述のとおり、設計共同体がどのようなものを示しているのか定かではありませんが、共同実施としてご参加いただく場合は、提案書の「4. 業務の実施体制」に、共同実施者の情報も記載いただければと存じます。 また、契約締結となった際には、共同事業実施協定書をご提出いただく必要がございます。
3	入札説明書 3 競争参加資格について 提案書について、複数事業者が共同するグループでの提出も可能でしょうか。	上述のとおり、共同実施としてご参加いただくことは可能です。
4	提案書 4. 2 従事者の実績、能力、資格等について 事業実績として「公共施設における太陽光発電についての自己所有・リース・PPA全ての導入に関する経験」が求められていますが、「自己所有」には、PPP事業による新築建築物（太陽光発電を含む）の整備も含まれますでしょうか。 また、再委託先が当該事業実績を有する場合（提案者が当該事業実績を持たない場合）は、事業実績として認められますでしょうか。	PPP事業における太陽光発電設備設置後の所有権が発注者側にあれば、「自己所有」に含みます。 なお、再委託先の事業実績は提案者の事業実績としては認められません。ただし、評価基準表5.1に記載の通り、その再委託先が提案者と同一の持株会社の子会社・関係会社が当該事業実績を有する場合は可としております。
5	その他 受託後について 本業務を受託した者が、本業務の対象施設において今後想定されるPPA事業に参画することは可能でしょうか。	可能です。
6	複数事業者による共同企業体もしくは、共同実施どちらでも本事業に参加可能でしょうか。 共同企業体：A社+B社共同企業体(元請) 共同実施：代表事業者A社(元請)+構成員B社 また、共同企業体、共同実施ともに提案時に協定書の提出が必要でしょうか。	上述のとおり、共同企業体での参加はできません。 共同実施の際は、契約締結時に協定書の提出を求めることがあります。
7	共同実施の場合、構成員の役割が本事業の50%を超えても問題ないでしょうか。また、主たる業務を代表事業者と構成員で分担することは可能でしょうか。	条件については公募要領等による他、詳細は協議のうえ決定させていただきます。
8	入札の際の内訳書（見積書）は自由様式でしょうか。	入札時には内訳書を求めておりません。
9	共同実施の場合、共同実施委託費の内訳書も別途提出が必要でしょうか。 また、代表事業者から再委託をする場合、再委託費の内訳も必要でしょうか？	いずれの場合も一律で内訳書の提出を求めてはいませんが、事業内容の確認のため内訳書を求める場合もありますので、その際にご対応いただけますと幸いです

10	<p>仕様書「2業務の内容」のうち「(1) 環境省施設における太陽光発電設備の導入可能性の検討」に関して、「(※) 施は、2022年度又は2024年度FU調査において、太陽光発電の簡易判定結果がA又はB判定であり、構造計算書を有する施設又は50kW以上の施設、あるいはその他の施設」とありますが、各施設が「構造計算書を有する施設」「50kW以上の施設」「その他の施設」のいずれに該当するか、ご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>各施設の情報は、事業者選定後にご提供します。</p>
11	<p>仕様書「評価基準表」のうち「5組織の実績 5.1 過去の事業実績」に関して、「過去3年間に於いて、公共施設における太陽光発電についての自己保有・リース・PPA全ての導入に関する経験を有すること」の定義についてご教示ください。導入に向けて自己所有・リース・PPAを比較検討のうえ導入計画を策定し、自己所有やPPA事業者による導入が現在進行中ですが、導入につながっている計画策定実績は本項目で求められる経験として提示可能でしょうか。あるいは、「自己所有・リース・PPA全ての導入に関する経験を有すること」というのは、全てのパターンによる導入を事業主体として過去3年以内に完了していることが、実績の要件でしょうか。また、本評価項目においては、外部の協力者又は再委託者)等の経験を記載することは不可という理解で相違ございませんか。</p>	<p>全てのパターンによる導入を事業主体として過去3年以内に完了していることが、実績の要件となります。 また評価基準表5.1に記載の通り、実績の要件は当該会社と同一の持株会社の子会社・関係会社が有することも可としております。</p>
12	<p>①仕様書「2.業務の内容」において、業務実施に必要となる各施設の基本情報、FU調査結果、各種図面、電力使用状況等は環境省より提供される旨が記載されています。 提供予定資料について、FU調査結果の詳細項目、30分使用電力量、構造計算書、電気設備図、屋根伏図等を提供いただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務に必要となる情報は環境省よりご提供致します。</p>
13	<p>②仕様書2(2)「現地調査」において、屋根上への立入りが困難な施設がある場合、ドローン撮影、高所カメラ、航空写真、図面確認等を組み合わせた代替調査を実施することは可能でしょうか。また、国立公園、湿地、海岸部等に所在する施設において、撮影・立入りに関する制限があればご教示ください。</p>	<p>代替調査の実施や立ち入りの可否など具体的な調査方法は、施設担当者との協議の上で決定することになります。</p>
14	<p>③仕様書2(1)②-ケ「蓄電設備の必要性」について、防災拠点、避難所等に指定されている施設については蓄電設備の導入検討を実施する認識でよろしいでしょうか。その他、検討条件等がありましたらご教示ください。また、蓄電設備が必要と判断された場合、蓄電設備を含めた概算費用等の算出になりますでしょうか。</p>	<p>仕様書2.(1)に記載の通り、蓄電設備の必要性の検討は、全25施設が対象となります。 なお、仕様書2.(2)以降については蓄電設備導入を前提とした検討ではありません。</p>
15	<p>④提案書において、複数事項の提案する場合、それぞれA4版1枚以内ずつとする旨が記載されています。複数事項とは業務内容の中項目が区分対象でしょうか。それとも、小項目毎の資料作成でもよろしいのでしょうか。また、別添資料の上限数はありますでしょうか。 (例)業務内容(1)①(ア)関係法令、(イ)トラブルの未然防止でそれぞれA4版1枚作成</p>	<p>提案書は例示いただいた作成方法で問題ございません。 また別添資料の上限数はございません。</p>

16	<p>⑤仕様書2(3)について、「(2)の結果を踏まえ、設置可能と判断された施設について基本検討（設備設置方法の検討等）及び発電シミュレーションを行う」と記載がありますが、対象施設数により業務量に変動すると考えております。お見積作成にあたり、基本設計対象施設数の想定についてご教示ください。また、想定施設数を超過又は下回る場合の契約変更等の考え方がございましたら、併せてご教示ください。</p>	<p>(2)現地調査の結果を踏まえ、(3)基本検討及びシミュレーションを行う対象施設が減少する可能性はありますが、基本検討及びシミュレーションを実施する施設数は10施設程度とお考えください。なお、実施件数の減少等により、減額の変更契約を行う可能性はございます。</p>
17	<p>⑥入札説明書10(1)ア.において、入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること、と記載されておりますが、予定価格を算出するために必要な資料（数量総括表）や情報（人工や直接経費など）が公表されておられません。予定価格および当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとして設定された基準額の算出方法についてご教示の程お願い致します。</p>	<p>予定価格・基準額ともに非公表です。 なお、業務に要する人工や費用については、仕様書に基づき自社が必要とする人工・経費等を想定のうえ応札いただければと思います。</p>
18	<p>仕様書には「各種図面等については、環境省より提供する」旨の記載がございますが、調査対象として挙げられている全25施設において、図面（建築意匠図、構造図、電気設備図）および構造計算書は、受注者が独自に収集を行うのではなく、すべて発注者側から提供（貸与）されるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務に必要な情報は環境省よりご提供致します。</p>
19	<p>また、現時点で発注者側が把握されている範囲で結構ですので、各施設におけるこれら資料（各種図面・構造計算書）の保有状況の有無、およびその保存形態（紙媒体、PDF、CADデータ等）についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>事業者選定後に資料の保有情報、保存形態等についてはご提供します。</p>
20	<p>「令和8年度環境省施設における太陽光発電の導入計画の策定に向けた調査及び検討業務仕様書」の「(別添3)令和8年度環境省施設における太陽光発電の導入計画の策定に向けた調査及び検討業務に関する提案書作成・審査要領」の「1.提案書の構成及び作成方法」「5組織の実績」「5.1過去の事業実績」「過去3年間において、公共施設における太陽光発電についての自己保有・リース・PPA全ての導入に関する経験を有することを証する書類（当該業務に係る契約書の写し及び報告書紙の写し等）を添付すること。」につきまして2点ご質問致します。 ①実績の対象となる公共施設ですが、地方公共団体が出資している環境整備センターは、対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>地方公共団体が出資している環境整備センターを対象と考えていただいて問題ございません。</p>
21	<p>②実績の対象となる経験として「公共施設における太陽光発電についての自己保有・リース・PPA全ての導入に関する経験」とございますが、例えば情報収集整理は実績と考えてよいでしょうか。</p>	<p>情報収集整理は実績には含みません。全てのパターンによる導入を事業主体として、完了していることが実績の要件となります。</p>